

<b>第 4 章 食品機動監視班(食品環境指導センター)による監視事業概略</b>	207
第1節 平成13年度 食品機動監視班/輸入食品監視班/ハサップ指導係年間事業計画	208
第2節 有害食品の監視結果	211
第1 発足以来の監視状況	211
第2 平成13年度の監視状況	212
第3節 特別監視及び一斉監視の結果	219
1 主として製造業を対象としたもの	219
(1) 食品の冷凍業の特別監視	219
(2) 清涼飲料水製造業の特別監視	220
(3) 酒類製造業の特別監視	222
(4) 氷雪製造業の特別監視	223
(5) 食肉製品製造業及び魚肉ねり製品製造業の特別監視	224
(6) 食肉処理業の特別監視	226
(7) かん詰又はびん詰食品製造業、ソース類製造業、みそ製造業、しょう油製造業及び調味料等製造業の特別監視	228
(8) あん類製造業の特別監視	230
(9) 食用油脂製造業及びマーガリン又はショートニング製造業の特別監視	231
(10) 粉末食品製造業の特別監視	232
(11) 乳製品製造業及び乳処理業の特別監視	233
(12) 添加物製造業の特別監視	234
(13) 菓子製造業の特別監視	235
(14) そうざい製造業の特別監視	236
(15) 輸入業・倉庫業の特別監視	238
(16) H A C C P そうざい製造業	240
2 主として流通業を対象としたもの	241
(1) 冷凍食品の一斉監視	241
(2) 容器包装詰加圧加熱殺菌食品(レトルト食品)の一斉監視	242
(3) めん類の一斉監視	243
(4) 魚介類加工品の一斉監視	244
(5) 乳製品の一斉監視	246
(6) はちみつの一斉監視	247

(7) そう菜・調味料の一斉監視	248
(8) 菓子及び製菓材料の一斉監視	249
(9) つけ物の一斉監視	251
(10) ナッツ、穀類等の一斉監視	252
(11) 清涼飲料水の一斉監視	253
(12) 食肉製品・魚肉ねり製品の一斉監視	254
(13) 器具・容器包装の一斉監視	256
(14) おもちゃの一斉監視	257
(15) 食用油脂の一斉監視	258
(16) 野菜類の一斉監視	259
(17) 鶏卵の一斉監視	260
(18) 食肉の一斉監視	261
(19) 食品添加物の一斉監視	262
(20) 輸入果実の一斉監視	262
(21) ベビーフードの一斉監視	263
(22) 市販養殖魚の一斉監視	265
3 その他	266
(1) 食品の製造業及び販売業における食品添加物の検査結果	266
(2) 食品、器具・容器包装及びおもちゃにおける着色料の検出状況	267
<b>第4節 緊急監視</b>	269
<b>第5節 先行調査</b>	269
1 調査目的	269
2 調査事項	269
3 調査期間	269
4 調査内容及び結果	269
(1) オーガニック輸入食品の残留農薬実態調査（第3報）	270
(2) 新たに二類感染症に指定された食中毒菌等の汚染実態調査	274
(3) 生食用魚介類のA型肝炎ウイルス汚染実態調査	280
(4) 既存添加物等における有害物質の含有実態調査	288
(5) 合成樹脂製器具類の内分泌かく乱化学物質実態調査	296
(6) 生食用食品における寄生虫類実態調査	299

(7) 遺伝子組換え大豆の農薬の残留及び食品原料用大豆への 混入実態について	306
(8) パツリン汚染実態調査	308
(9) 食品中の微量有害化学物質に関する調査	311
(10) 加工食品のリストリア菌汚染に関する衛生学的実態調査	314
(11) 通信販売食品の衛生学的実態調査	321
(12) 市販牛乳における <i>Coxiella burnetii</i> の検出状況調査	325

## 第4章 食品機動監視班（食品環境指導センター）による監視事業概略

都の食品機動監視班は、都民の生命にかかわる食生活の安全確保を図るために、機動力を持ち、保健所の管轄区域を越えて緊急的かつ広域的な監視を行う組織として、昭和45年4月、全国に先駆けて設置された。当時は、サクレシ酸など食品添加物の安全性が社会的に問題視され始めた時期であり、またカネミ油症事件等食品に起因する事故発生や農薬、重金属等の食品への汚染がクローズアップされた時代でもあった。

昭和50年4月、特別区の自治権拡充強化に伴い、食品衛生行政の権限の一部が特別区に移管された。しかし、食品衛生行政は全都的に、また統一的に実施する必要があるとの考え方から、運営に関して都区協定を結び、これに基づく「広域監視実施要綱」で定めた特別監視、一斉監視、緊急監視及び先行調査の4事業を、区移管後も実施してきた。

平成2年4月、輸入食品を専門に監視、指導する「輸入食品監視班」が設置され、流通前の倉庫保管段階における輸入食品の根元チェック等、監視の効率化を図ってきた。

さらに、平成2年8月、有害食品等の効率的かつ迅速な排除、先行調査の充実、輸入食品の専門監視等を実施する拠点として、23区内7個班と輸入食品監視、多摩地区3個班からなる「食品環境指導センター」を設置した。

平成8年11月に「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する政令」及び「食品衛生法施行令」（以下「令」という。）の一部が改正され、令第8条により業種に関する権限が平成9年4月1日から区長に移管されるのに伴い、「広域監視実施要綱」の特別監視事業

の令第8条に関する部分が削除された。

平成13年度は、前年度に引き続き広域流通食品の製造業や流通業及び輸入業等に対する法規制にかかる監視指導取締り及び調査研究事業を主な柱に実施した。

この結果、輸入品では数種の梅加工品から日本では使用が禁止されているサクレシ酸やドイツ産ナチュラルチーズから同様に禁止されているマクロライド系抗生物質ナタマイシンが検出され、食品衛生法違反品として販売禁止や回収等の措置がとられた。

国産品では、ソルビン酸を不正使用した食肉、発色剤を過量に検出した食肉製品、大腸菌を検出し成分規格に違反した牛乳等があり、販売禁止等の措置がとられた。

次に、調査研究事業としての先行調査では、「天然添加物から検出された総臭素とそのリスク評価」、「合成樹脂製ラップフィルムに含まれる内分泌かく乱化学物質に関する実態調査」などをまとめ、今後の監視指導業務を行う上で、必要な技術情報を得るとともに、情報誌などにより都民への情報提供に努めている。

このような状況の下、平成14年度に局組織の見直しが行われ、名称も「東京都食品指導センター」と改称され、従来にも増して都民の食の安全確保を図るために本庁、都・区保健所及び衛生研究所等との連携を今まで以上に充実させ、違反食品等の迅速な排除、遺伝子組換え食品やアレルギー物質を含む食品等、新たな食品保健上の問題に対し、積極的に対応していく考えである。

表 食品機動監視班及び輸入食品監視班の過去5年間の実績

実施年度	収去検体数(品目数)			表 指 査		
	規模数	実施数	執行率	規模数	実施数	執行率
平成9年度	46,000	49,613	107.8%	319,000	344,357	107.9%
平成10年度	46,000	47,675	103.6%	319,000	318,896	100.0%
平成11年度	46,000	48,146	104.7%	319,000	320,400	100.4%
平成12年度	46,000	45,297	98.5%	319,000	340,582	106.8%
平成13年度	46,000	49,274 (6,286)	107.1%	319,000	361,313	113.3%

## 第1節 平成13年度 食品機動監視班/輸入食品監視班/ハサップ指導係 年間事業計画

広域的に流通する有害又は有毒な食品を排除するため、特別監視（広域に流通する食品等を製造する施設並びに食品の輸入業及び倉庫業の監視・指導）、一斉監視（輸入食品、都外製造食品を取り扱う流通業に対し、夏季・歳末等、全都一斉に行う食品等の監視・指導）のほか、緊急監視、先行調査等について、以下のとおり実施する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別監視												
	← 氷雪製造業 →	← 食肉処理業 (食鳥、支所) →	← かん詰又はひん詰製造業 →	← 魚肉ねり製品製造業 →	← 酒類製造業 (清酒製造業) →							
	← 清涼飲料水製造業 →		← みそ・醤油・ソース製造業 →	← 食肉処理業 →	← 食肉処理業(食鳥) →							
	← 食肉製品製造業 →		← 粉末食品製造業 →		← 食用油脂・マーガリン又はショートニング製造業 →							
	← 酒類製造業 (ビール製造業) →		← 調味料等製造業 →									
	← 食肉処理業 (食鳥、支所) →		← 食品の冷凍業 →									
	← そら豆製造業 →		← めん類製造業 →									
	← 液卵製造業 →		← そら豆製造業 →									
			← 添加物製造業 →									
			← 菓子製造業(本所) →									
			← 総合衛生管理製造過程に係る検証業務等 (ハサップ指導係) →									
			← 菓子製造業(支所) →									
			← 食品等の輸入業及び倉庫業(輸入食品監視班) →									
			← 乳処理業・乳製品製造業(ハサップ指導係) →									
一斉監視												
	ベビーフード	冷凍食品、食肉製品、魚肉ねり製品、清涼飲料水、ナッツ類及び穀類、めん類、菓子及び製菓材料、つけ物、食用油脂、そら豆類、野菜類、魚介類加工品、鶏卵、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、器具・容器包装、食品添加物、市販養殖魚、食肉、貝類、野菜加工品、果実加工品、米、乳首／乳	← 適宜実施 (支所)	→ 食肉製品、魚肉ねり製品、ナッツ類及び穀類、めん類、菓子及び製菓材料、つけ物、そら豆類、野菜類、魚介類加工品、鶏卵、ハチミツ、器具・容器包装、おもちゃ、調味料、食肉、貝類、野菜加工品、果実加工品、米、 <b>遺伝子組換え食品／乳</b>		← 適宜実施(支所) →						
輸入食品監視班	別途計画により実施する。											
ハサップ指導係	別途計画により実施する。											
緊急監視	広域性がありかつ緊急に有害食品等の排除を要する場合に実施する。											
先行調査	食品等の安全確認及び安全基準設定等のための調査(13テーマ)について、別途計画により実施する。											
輸入食品対策	輸入農産物の残留農薬検査及び輸入食品の放射能検査を別途計画により実施する。											
HACCP支援事業	HACCPの概念による支援事業を各班が独自計画により実施する。											
食中毒予防対策	病原性大腸菌、腸炎ビブリオ、サルモネラ、ボツリヌス菌、ウイルス及び寄生虫等の検査を別途計画により実施する。											
国産野菜類の残留農薬等検査	残留農薬、理化学検査等について支所が独自に実施する。											

表 4-1-2 平成 13 年度食品機動監視班等の先行調査事業計画

12 テーマ（新規 4 テーマ、継続 8 テーマ）

No	担当班	テーマ	検査対象食品	調査内容
1	輸入班	オーガニック輸入食品の残留農薬実態調査（継続）	オーガニック輸入食品	オーガニック輸入食品（有機栽培農産物加工輸入食品40検体）のうち、穀類加工品を中心に農薬の残留実態と販売業における有機JASマークの表示状況について調査を行った。
2	第1班	新たに二類感染症に指定された食中毒菌等の汚染実態調査（新規）	輸入魚介類 輸入食肉 輸入野菜	衛生状態が疑われる国からの輸入食品（魚介類90検体、野菜類73検体、食肉11検体）を中心に、赤痢菌、チフス菌、パラチフス菌、コレラ菌等による細菌汚染実態について調査を実施した。
3	第2班	生食用魚介類のA型肝炎ウイルス汚染実態調査（継続）	生食用二枚貝	市販されている生食用二枚貝（140検体）のA型肝炎ウイルス及び小型球形ウイルス汚染実態を調査した。
4	第3班	既存添加物等における有害物質の含有実態調査（継続）	既存添加物 健康食品素材 健康食品	食品素材と併用される既存添加物（トウガラシ色素、ムキキ色素等）や市販の健康食品（プロポリス抽出物、レモン抽出物等）について、残量農薬、重金属、ヒ素、残留溶媒等の汚染実態を調査した。
5	第4班	合成樹脂製器具類の内分泌かく乱化学物質含有実態調査（継続）	合成樹脂製器具類	合成樹脂製器具類 277 品目についてノニルフェノール等の含有実態調査を行った。
6	第5班	生食される食品における寄生虫実態調査（継続）	生食用生鮮魚介類 生食用生鮮果実 ミネラルウォーター類	未加熱で摂取する生鮮魚介類（サケ・マス類：148検体、カツオ：75検体）、生鮮果実（クランベリー、ブルーベリー等76検体）、ミネラルウォーター（224検体）についてアノサキス、クリップストボリジウム等の寄生虫の汚染実態調査を行った。（検体数は12年度分を含む。）
7	第6班	バイオテクノロジーを応用した食品の衛生学的調査（継続）	輸入不分別大豆 輸入IP大豆 国産大豆	輸入、国産大豆についてグリフォサート耐性大豆の混入率及び農薬グリフォサートの検出を行った。また、米国農家より購入したGM大豆の急性毒性試験及び栄養組成分析についてnonGM大豆と比較分析を実施した。

No	担当班	テーマ	検査対象食品	調査内容
8	第7班	パツリン汚染実態調査(新規)	リンゴ加工品	リンゴ加工品（果汁飲料・濃縮果汁飲料等132品目）について、 <i>Penicillium expansum</i> により產生されるカビ毒であるパツリンの汚染実態調査を行った。
9	第8班	食品中の微量有害化学物質に関する調査（農産物、畜産物における微量有害化学物質に関する調査）（継続）	米、小麦粉 ピーマン、リンゴ 鶏肉、豚肉	農産物（40検体）、畜産物（40検体）について、内分泌かく乱作用が疑われる有機塩素系農薬の残留農薬実態調査を行った。
10	第9班	加工食品のリストリア菌汚染に関する衛生学的実態調査(新規)	魚介類加工品	製造工程で比較的加熱工程が少なく、また、加熱調理しないで喫食される魚介類加工品（スマーキーモン、辛子明太子等85検体）のリストリア菌による汚染実態調査を行った。
11	第10班	通信販売食品の衛生学的実態調査(新規)	通信販売されている食品でそのまま又は簡単な調理のみで喫食する食品	インターネット等で通信販売され、通常、監視等では検査できない食品（食肉製品、餃子等53検体）について購入し、細菌検査、理化学検査を実施した。
12	ハサップ指導係	市販牛乳における <i>Coxiella burnetii</i> の検出状況調査(継続)	牛乳	市販牛乳（110検体）について、 <i>Coxiella burnetii</i> の汚染を確認するための実態調査を実施した。



第四章 食品機動監視班（食品環境指導センター）による監視事業

第2 平成13年度の監視状況

表4-2-3から表4-2-9とのおり

表4-2-3 違反品の種類別措置内容

(平成13年度)

食品分類	収去 検体数	違反 総 数	小計	検査項目別違反件数（表示違反を除く）									表示違反	行政措置件数				
				着色料	甘味料	保存料	漂白剤	酸化防止剤	成分規格		細菌検査	重金属	その他	自主廃棄	始末書	報告書	通報	
総 数	55,124	96	36	0	15	2	3		6	8	1	1	2	60	4		41	40
魚介類	2,234		0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無加熱摂取冷凍食品	267	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加熱後摂取凍結前未加熱冷凍食品	642	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加熱後摂取凍結前加熱冷凍食品	1,140	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生食用冷凍鮮魚介類	154			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介加工品	2,227	6	2	-	-	-	-		2	-	-	-	-	4	-	-	5	1
肉・卵類及びその加工品	8,707	11	4	-	-	1	-	-	1	2	1	-	-	7	-	-	4	6
牛乳・加工乳・その他の乳	2,450	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
乳製品	2,278	3	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	1	2
乳類加工品	78	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	109	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
穀類及びその加工品	2,122	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-
野菜類・果物及びその加工品	10,410	42	20	-	15	-	2	-	-	3	-	-	-	22	4	-	15	13
菓子類	3,796	7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	1	7
清涼飲料水	5,492	7	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	4	-	-	5	2
酒精飲料	687	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
氷雪	52	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水	87	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
調味料	4,519	6	2	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	4	-	-	2	4
そうちい類及びその半製品	3,475	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	3
その他の食品	2,770	7	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	6	-	-	4	1
化学的合成品及びその製剤	90		0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の添加物	128	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器具及び容器包装	1,168			-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-
おもちや	42	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表4-2-4 行政地域別実施件数(収去)

(平成13年度)

地域別	収去 実施 軒 数	収去検体数			衛研 送付 検体数	違反件数	違反率 (対検体数) (%)	違反率 (対品目) (%)
		目標数	実施 検体数	実施 品目数				
食品機動監視班	1,168	—	44,891	5,956	—	43,494	77	0.17 1.29
輸入食品監視班	162	—	4,383	330	—	4,377	15	0.34 4.55
小計	1,330	46,000	49,274	6,286	107.1	47,871	92	0.19 1.46
ハサップ指導係	310	—	5,850	3,175	—	5,848	4	0.07 0.13
合計	1,640	46,000	55,124	9,461	119.8	53,719	96	0.17 1.01

表4-2-4 行政地域別実施件数(表示)

(平成13年度)

地域別	表示 検査 軒 数	現場表示検査件数			表示 違 反 件 数	表示 違 反 率 (%)
		目標数	実施数	執行率 (%)		
食品機動監視班	2,730	—	325,290	—	310	0.10
輸入食品監視班	247	—	36,023	—	434	1.20
小計	2,977	319,000	361,313	113.3	744	0.21
ハサップ指導係	528	—	16,149	—	2	0.01
合計	3,505	319,000	377,462	118.3	508	0.13

表4-2-6 事業別収去検査実施状況

(平成13年度)

事業名	食品機動監視班 (都区内班)		食品機動監視班 (多摩班)		輸入食品監視班		ハサップ指導係		合 計	
	検体数	品目数	検体数	品目数	検体数	品目数	検体数	品目数	検体数	品目数
先行調査	8917		3867		650		430		13864	
特別監視	10624		3681		3270		4237		21812	
緊急監視	42		18		0		0		60	
一斉監視	12425		5317		463		1183		19388	
合計	32008	4271	12883	1685	4383	330	5850	3175	55124	9461

表4-2-7 外部検証実施状況(平成13年度)

ハサップ指導係			
工程検査 (件数)	記録調査 (件数)	指導 (件数)	計
278	2082	91	2451

表4-2-8 表示取締り件数

(平成13年度)

食品分類	検査件数	現場で発見した表示違反品目数	違 反 内 容						収去検査で発見された表示違反品目数
			無表示	名称	日付	所在地 氏名	添加物	その他	
合 計	377,462	746	464	13	20	56	142	63	29
マーガリン	3,049	0	0	0	0	0	0	0	0
酒精飲料	10,355	10	7	1	0	0	2	0	0
清涼飲料水	20,556	9	3	0	0	2	2	2	0
食肉製品	16,299	55	28	3	0	4	12	11	1
魚肉ハム、ソーセージ	3,620	0	0	0	0	0	0	0	0
鯨ベーコン	382	1	0	0	0	0	0	1	0
シアノ化合物を含有する豆類	345	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品	切身、むき身にした鮮魚介類（生かきを除く。）	7,428	4	0	4	0	0	0	0
	その他	17,217	7	1	0	1	0	5	0
放射線照射食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	13,968	1	0	0	1	0	0	0	0
鶏の殻付き卵	3,494	1	0	0	0	1	0	0	0
鶏の液卵	49	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉	54,172	24	7	3	3	9	0	4	0
生かき	1,348	0	0	0	0	0	0	0	0
魚肉ねり製品	10,871	4	0	0	2	2	0	0	1
即席めん類	11,691	1	0	0	0	1	0	0	0
生めん・ゆでめん（皮類を含む。）	7,207	4	0	0	0	3	0	1	0
弁当・調理パン	11,423	10	1	0	0	3	5	1	0
そうざい	18,115	39	2	1	5	10	14	12	3
生菓子	11,242	9	0	0	2	0	3	4	2
その他の菓子類	24,469	9	1	0	1	1	4	3	4
調味料類	22,434	6	3	0	0	3	0	0	1
ゆでだこ	1,684	17	0	0	0	0	17	0	0
その他加工食品	62,918	490	410	1	5	17	43	13	16
かんきつ類、バナナ	2,682	7	0	0	0	0	4	3	0
添加物	3,997	1	0	0	0	0	0	1	0
乳類	10,557	2	0	0	0	0	0	2	0
乳製品	16,152	0	0	0	0	0	1	0	1
乳又は乳製品を主原料とする食品	6,360	0	0	0	0	0	0	0	0
バラ かんきつ類	2,519	28	1	0	0	0	28	0	0
売り バナナ	859	7	0	0	0	0	7	0	0
食品 サッカリン含有食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表4-2-9 理化学検査及び細菌検査

(平成13年度)

	理化学		細 菌		総 計	輸入食品の再掲	
	検体数	輸入(再掲)	検体数	輸入(再掲)		検体数	品目数
合計	38,544	13,742	15,057	4,364	53,601	18,106	2,504
魚介類	235	73	1,999	1,347	2,234	1,420	266
無加熱摂取冷凍食品	203	131	62	40	265	171	16
加熱後摂取凍結前未加熱冷凍食品	289	70	353	199	642	269	32
加熱後摂取凍結前加熱冷凍食品	857	377	271	85	1,128	462	36
生食用冷凍鮮魚介類	45	45	106	71	151	116	10
魚介加工品	966	189	1,183	137	2,149	326	42
肉・卵類及びその加工品	5,172	1,709	3,518	1,004	8,690	2,713	225
牛乳・加工乳・その他の乳	1,656	0	792	0	2,448	0	0
乳製品	933	206	1,342	88	2,275	294	39
乳類加工品	0	0	78	0	78	0	0
アイスクリーム類・氷菓	49	6	60	6	109	12	2
穀類及びその加工品	2,009	816	70	7	2,079	823	112
野菜類・果物及びその加工品	8,370	5,285	1,132	574	9,502	5,859	839
菓子類	3,345	1,875	430	116	3,775	1,991	224
清涼飲料水	4,342	677	1,098	351	5,440	1,028	252
酒精飲料	645	245	42	0	687	245	26
氷雪	39	0	13	0	52	0	0
水	33	0	54	0	87	0	0
調味料	3,613	903	902	159	4,515	1,062	128
そ う ざ い 類 及 び そ の 半 製 品	2,884	337	591	39	3,475	376	41
その他の食品	1,695	620	961	141	2,656	761	156
化学的合成品及びその製剤	90	9	0	0	90	9	7
その他の添加物	14	0	0	0	14	0	0
器具及び容器包装	1,022	169	0	0	1,022	169	51
おもちゃ	38	0	0	0	38	0	0

表4-2-10 有害食品の監視結果(過去10年)

年度	収去件数	違反件数	条文	件数	主な違反事例	
					■ : 国産品	● : 輸入品
平成 4 年度	国産品	37	4	1	● リステリア菌を検出したナチュラルチーズ	
		0.08%	6	1	● メチルイソチアシアネート(農薬) を検出したワイン	
		33,472	7	33	■ 成分規格(大腸菌群) に合致しない食肉製品・魚肉ねり製品	
	輸入品	30			■ 成分規格(細菌数) に合致しない冷凍食品(弁当)	
		0.09%			■ 発色剤(亜硝酸根) を過量に残存した食肉製品	
		15,797	7		■ 漂白剤(二酸化硫黄) を過量残存した調味料 (もみじおろし)	
		0.04%			■ テトラサイクリン系抗生物質を検出したハチミツ	
					● 成分規格(大腸菌群) に合致しない食肉製品	
					● 漂白剤(二酸化硫黄) を過量残存したエビ	
					● 酸化防止剤(EDTA) を過量使用した缶詰 (カニ・エビ・水煮)	
					● テトラサイクリン系抗生物質を検出したエビ	
		10	2		■ 材質別規格(鉛) に合致しない器具 (中華どんぶり・レンジパック)	
平成 5 年度	国産品	26	4	5	● アフラトキシンを検出した香辛料、ナッツ類	
		0.05%			● リステリア菌を検出したナチュラルチーズ	
		33,366	6	1	● 許可外着色料(キノリンイエロー) を検出したキャンダー	
	輸入品	13	7	20	■ 成分規格(大腸菌群) に合致しない魚肉ねり製品	
		0.04%			■ 成分規格(細菌数) に合致しない冰雪	
		16,883	13		■ 成分規格(細菌数) に合致しない冷凍食品	
		0.08%			■ 漂白剤(二酸化硫黄) を過量残存した白生あん	
					● 保存料(ソルビン酸) を不正に使用した乾燥果実(マンゴ)	
					● テトラサイクリン系抗生物質を検出した豚肉	
平成 6 年度	国産品	34	4	17	● 麻痺性貝毒を検出したスペイン産トコブシ	
		0.07%			● 下痢性貝毒を検出したむき身アサリ	
		32,163	11		● アフラトキシンB1を検出した香辛料	
		0.03%	7	14	● 暫定限度を超える放射能を検出したこのこ	
	輸入品	18,030	23		■ 成分規格(大腸菌群) に合致しない食肉製品	
		0.12%			■ 成分規格(沈殿物) に合致しない清涼飲料水	
					■ 成分規格(大腸菌群) に合致しないアイスクリーム	
					■ 保存料(ソルビン酸) を過量使用したぬか漬け	
					● 成分規格(細菌数) に合致しない冷凍食品	
					● 発色剤(亜硝酸根) を過量に残存したすじこ	
		10	3		● 成分規格(シアノ化水素) に合致しないバター豆	
					■ 規格(鉛) に合致しない器具(容器)	
					● 規格(カドミウム) に合致しない器具(ストロー)	
平成 7 年度	国産品	63	4	20	● ホウ酸を検出したウニ(原料用及び加工品)	
		0.13%	6	7	● 許可外着色料(TBHQ) を検出したクッキー	
		30,600	7	34	■ 成分規格(沈殿物) に合致しないラムネ	
	輸入品	17			● 成分規格(沈殿物) に合致しないミネラルウォーター	
		0.06%			● 製造基準違反(耐熱性芽胞数) の食肉製品用香辛料	
		18,920	46		● 成分規格(細菌数) に合致しない冷凍食品	
		0.24%			■● 抗生物質を検出した食肉	
					■ 二酸化硫黄を過量残存したしらす干し	
					● 農薬(ジクロロホス) が残留基準値を超えて検出した食用菊	
					■ プロピオノン酸を過量に使用した洋菓子	
		10	2		● 規格を超えたカドミウム及び鉛を検出したスープ皿	

年度	収去件数	違反件数	条文	件数	主な違反事例		
					■ : 国産品	● : 輸入品	
平成8年度	46,837	73	4	6	●		エチレンクロロヒドリンを検出した粉末乾燥野菜（モロヘイヤ）
			0.16%	6	2	●	エチレンクロロヒドリンを検出した粉末乾燥野菜（オオバコ種子皮加工食品）
			国産品			●	指定外酸化防止剤（T B H Q）が検出
			29,514	57	18	■	浮遊物・固形の異物を認めた清涼飲料水
			0.19%			■	大腸菌を検出した粉末清涼飲料、魚肉ねり製品、冷凍食品等
			輸入品	16		■	大腸菌を検出したアイスクリーム
			0.09%			●	大腸菌を検出した食肉製品
			17,323			●	基準を超えたイマザリル（防ぼい剤）を検出したオレンジ
				10	1	■	基準を超えて鉛を検出した陶磁器（皿）
平成9年度	49,613	83	4	4	●		ボツリヌスマ型菌を検出（オイスターソース、チリソース）
			0.17%	6	7	●	一酸化炭素を検出した冷凍マグロ
			国産品			●	エチレンクロロヒドリンを検出したハーブ
			30,146	40		●	ポリソルベートを検出（粉末食品、調味料）
			0.13%	7	31	■	浮遊物・固形の異物を認めた清涼飲料水
			輸入品	43		■	成分規格（細菌数）に合致しない冷凍食品
			0.22%			■	大腸菌を検出した食肉製品
			19,467			●	シアノ水素を検出した生あん
						●	ナタマイシンを検出したナチュラルチーズ
平成10年度	54,228	36	4	2	●		二酸化硫黄を検出（乾燥果実、はるさめ等）
			0.07%	6	6	●	ソルビン酸を検出した調味料
			国産品			■	クロルブリホス・イプロジオンを検出した野菜
			37,121	7	13	■	基準を超えて鉛を検出した陶磁器（皿）
			0.03%			■	基準を超えてビスフェノールAを検出した
			輸入品	12		●	アスコルビン酸使用表示なし（食肉製品、そうざい等）
			17,107			●	ソルビン酸使用表示なし（調味料、菓子等）
			0.14%			●	安息香酸の表示なし（清涼飲料水、調味料）
				11	15	■	ソルビン酸を過量検出した炭酸飲料
						●	オキシテトラサイクリン過量検出のヒラメ
						●	成分規格（臭素過量残存）違反のイチゴ
						●	成分規格（カルバリル過量残存）違反のブドウ
						■	ソルビン酸使用の表示の無い醤油漬け、米味噌
						●	二酸化硫黄使用の表示の無いキャンデー





## (2) 清涼飲料水製造業の特別監視

ア 実施期間：平成13年4月から6月まで及び11月、平成14年1月及び3月

イ 実施対象：清涼飲料水製造業 46軒

ウ 実施結果：表4-3-3及び表4-3-4のとおり

エ 措置等：清涼飲料水1検体（炭酸飲料）が成分規格違反であったため（沈殿物を認める）、食品衛生法第7条第2項違反で処理した。

表4-3-3 細菌検査結果

(平成13年度)

品目	項目 品目 数	判 定		成分規格 (大腸菌群)		細菌数 (/ml)			真 菌		酵 母		その他*
		適	否	適	不適	<10	<10 <sup>2</sup>	10 <sup>2</sup> ≤	-	+	-	+	
合 計	170	170	0	163	0	166	2	2	120	9	121	8	12
果汁入り	清涼飲料水（希釀用）	10	10	0	10	0	10	0	0	8	0	8	0
	炭酸飲料	19	19	0	19	0	19	0	0	15	0	15	0
	天然果汁	21	21	0	21	0	21	0	0	19	0	19	0
	その他	38	38	0	38	0	38	0	0	31	0	31	0
その他	清涼飲料水（希釀用）	4	4	0	4	0	4	0	0	2	0	2	0
	炭酸飲料	26	26	0	26	0	26	0	0	15	7	16	6
	茶類	8	8	0	8	0	8	0	0	6	0	6	0
	コーヒー類	6	6	0	6	0	6	0	0	2	0	2	0
	ミネラルウォーター	6	6	0	6	0	5	0	1	1	0	1	0
	その他	25	25	0	25	0	22	2	1	21	2	21	2
原料水	7	7	0	—	—	7	0	0	—	—	—	—	7

注 \*は品目によって、pH、大腸菌群、レジオネラ属菌を検査した。

(平成13年度)

表4-3-4 理化学検査結果

項目 品目	品目数	判定		規格試験				着色料*1		漂白剤(SO <sub>2</sub> )		保存料*2				甘味料*3		その他*4			
				混濁・沈殿		ヒ素・重金属		その他				安息香酸(g/kg)		パラオキシ安息香酸(g/kg)		サッカリン(g/kg)					
		適	否	適	否	適	否	適	否	-	+	-	+	検体数	検出検体数(最小値～最大値)	検体数	検出検体数(最小値～最大値)	検体数	検出検体数(最小値～最大値)		
合計	190	189	1	162	1	163	0	18	0	95	37	78	1	159	40	159	23	121		108	
果汁入り	清涼飲料水(希釀用)	11	11	0	9	0	9	0	—	—	3	7	6	0	10	10 (0.03～0.48)	10	10 (0.01～0.05)	8	0	8
	炭酸飲料	19	19	0	19	0	19	0	—	—	10	5	9	0	19	5 (0.06～0.11)	19	0	19	0	14
	天然果汁	22	22	0	21	0	21	0	—	—	19	0	13	0	21	0	21	0	8	0	9
	原料用果汁	2	2	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
	その他の果汁飲料	41	41	0	41	0	41	0	—	—	21	15	23	0	40	18 (0.06～0.46)	40	8 (0.01～0.04)	32	10 (0.05～0.18)	23
その他	清涼飲料水(希釀用)	4	4	0	4	0	4	0	—	—	0	4	—	—	4	4 (0.06～0.43)	4	2 (0.01)	4	0	3
	炭酸飲料	26	25	1	25	1	26	0	—	—	13	4	10	0	25	1 (0.14)	25	1 (0.01)	24	6 (0.01～0.15)	21
	茶類	8	8	0	8	0	8	0	—	—	2	0	5	0	8	0	8	0	5	0	2
	コーヒー類	6	6	0	6	0	6	0	—	—	6	0	1	0	6	0	6	0	5	0	2
	ミネラルウォーター	6	6	0	6	0	6	0	—	—	—	—	—	—	3	0	3	0	1	0	—
	その他	24	24	0	23	0	23	0	—	—	21	2	11	1	23	2 (0.09～0.11)	23	2 (0.01)	15	0	8
	器具容器包装	14	14	0	—	—	—	—	13	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14
食品添加物	7	7	0	—	—	—	—	—	5	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2

注1 \*1はタル系色素を検査した。

2 \*2は安息香酸、パラオキシ安息香酸のほか、ソルビン酸、デヒドロ酢酸、サリチル酸を検査した。

3 \*3はサッカリンのほか、サイクラン酸、ズルチンを検査した。

4 \*4は品目によって、アスコルビン酸、エリソルビン酸、dl-α-トコフェロール、酸化防止剤(BHA/BHT)、アスパルテーム、アセスルファムK、スクロース、ステビオサイト、パツリン(加ヒ毒)、pH、ガス圧、防ぼい剤(OPP、DP、TBZ、イマザリ)、臭素を検査した。器具容器包装については、材質鑑別、着色料を、食品添加物については、成分分析、純度試験を行った。



## (4) 氷雪製造業の特別監視

ア 実施期間：平成13年4月

イ 実施対象：氷雪製造業 12軒

ウ 実施結果：表4-3-7のとおり

エ 措置等：違反となる食品はなかった。

表4-3-7 理化学及び細菌検査結果

(平成13年度)

項目 品目	品目 数	判定		硝酸性窒素(mg/l)			亜硝酸性窒素 (mg/l)			過マンガノン酸カリウム消費量 (mg/l)			塩素イオン(mg/l)			細菌数		レジオネラ属菌		大腸菌群	
		適	否	-	+	範囲	-	+	範囲	mg/l未満	+	範囲	mg/l未満	+	範囲	<10	$10^2 \leq$	-	+	-	+
合 計	24	24	0	10	14	0.6～4.0	24	0	—	6	18	1～4	3	21	1～36	24	0	11	0	24	0
氷 雪	13	13	0	7	6	0.6～2.3	13	0	—	4	9	1～4	3	10	1～36	13	0	—	—	13	0
原 水	11	11	0	3	8	1.3～4.0	11	0	—	2	9	1～2	0	11	6～26	11	0	11	0	11	0







表4-3-15 抗生・抗菌性物質及びホルモン剤検査結果

(平成13年度)

項目	品目数	判定		抗生素質*1												合成抗 菌剤検 出*2	ホルモ ン剤検 出*3	内寄生虫 用剤検出 *4			
		適	否	テトラサイクリン系			マクロライド系			アミノグリコシド系			ペニシリン系								
				-	+	範囲	-	+	範囲	-	+	範囲	-	+	範囲						
合 計	78	78	0	78	0	—	78	0	—	77	0	—	78	0	—	0	0	0			
鶏肉	24	24	0	24	0	—	24	0	—	24	0	—	24	0	—	0	—	0			
牛肉	21	21	0	21	0	—	21	0	—	20	0	—	21	0	—	0	0	0			
牛肝臓	2	2	0	2	0	—	2	0	—	2	0	—	2	0	—	0	0	0			
牛舌	1	1	0	1	0	—	1	0	—	1	0	—	1	0	—	0	0	0			
豚肉	26	26	0	26	0	—	26	0	—	26	0	—	26	0	—	0	—	0			
豚内臓	4	4	0	4	0	—	4	0	—	4	0	—	4	0	—	0	—	0			

注 1 \*1は 品目によって、オキセトラサイクリン、クロルトラサイクリン、テトラサイクリン、スピラマイシン、ベンジルペニシリンを検査した。

2 \*2は 品目によって、サルファ剤、オキソリン酸、チアンフェニコール、オルメトブリム、デコキネート、トリメトブリム、ピリメタミン、カルバドックス、パナゾン、フラゾリドン、ナイカルバシンを検査した。すべて検出されなかった。

3 \*3は 品目によって、α-トレノボロン、β-トレノボロン、エストラジオール、クレンブテロール、ジエチルスチルベストロール、セラノール、テストステロン、プロゲステロン、ヘキセストロール、メレンゲストロールアセテートを検査した。すべて検出されなかった。

4 \*4は 品目によって5-ブロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン、ジクラスリル、イソメタミジウム、トリクラベントゾール、フルベントゾール、チアベントゾール、モキシデクチン、イベルメクチン、クロサンテルを検査した。すべて検出されなかった。

表4-3-16 残留農薬検査結果

(平成13年度)

項目	品目数	判定		総BHC		総DDT		総クロテン		HCB		クロルビリホス		テイルドリン*5		ヘプタクロ		エトキシキン	
		適	否	-	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	+
合 計	24	24	0	23	0	23	0	23	0	23	0	23	0	23	0	23	0	1	0
鶏肉	23	23	0	23	0	23	0	23	0	23	0	23	0	23	0	23	0	—	—
香辛料	1	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0	

注 5 \*5は アルドリンを含む。







## (9) 食用油脂製造業及びマーガリン又はショートニング製造業の特別監視

ア 実施時期：平成13年1月から3月まで

イ 実施対象：食用油脂製造業及びマーガリン又はショートニング製造業 21軒

ウ 実施結果：表4-3-21のとおり

エ 措置等：違反となる食品はなかった。

表4-3-21 検査結果

項目 品目	品目数	酸化防止剤						酸価 (AV)		過酸化物価 (POV)		TBHQ		その他*		
		判定		BHA	BHT	$\alpha$ -トコフェロール		検体数	最小～最大	検体数	最小～最大	−	+			
適	否	−	+	−	+	−	+									
合計	7	7	0	7	0	7	0	4	0	7	0.1未満～1.8	7	1未満～1	7	0	7
豚脂（ラード）	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0.2	1	1	1	0	1
牛脂（ヘッド）	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0.3	1	1	1	0	1
その他の植物性油脂	5	5	0	5	0	5	0	2	0	5	0.1未満～1.8	5	1未満～1	5	0	5

注 \*は 品目によって、2,4,5-トリヒドロキシブチロフェノン(THBP)、4-ヒドロキシメチル-2,6-ジ-tert-ブチルフェノール(HMBP)、 $\beta$ ,  $\gamma$ ,  $\delta$ -トコフェロール、ヨウ素価 (IV) を検査した。





## (12) 添加物製造業の特別監視

- ア 実施時期：平成13年9月から10月まで及び平成14年1月から3月まで  
 イ 実施対象：食品添加物製造業 57軒  
 ウ 実施結果：表4-3-26のとおり  
 エ 措置等：違反となる食品はなかった。

表4-3-26 理化学検査結果

(平成13年度)

品目	項目	品目数	判定		成分規格		成分分析		純度試験	
			適	否	適	否	適	否	適	否
	合 計	22	22	0	4	0	18	0	17	0
	小 計	19	19	0	4	0	15	0	14	0
化 学 合 成 品	甘味料(製剤)	1	1	0	—	—	1	0	1	0
	糊料	1	1	0	1	0	—	—	—	—
	酸化防止剤(製剤)	1	1	0	—	—	1	0	1	0
	乳化剤(製剤)	1	1	0	—	—	1	0	1	0
	漂白剤	1	1	0	1	0	—	—	—	—
	膨脹剤	1	1	0	—	—	1	0	1	0
	調味料	1	1	0	1	0	—	—	—	—
	調味料(製剤)	2	2	0	—	—	2	0	2	0
	香料(製剤)	3	3	0	—	—	3	0	3	0
	品質改良剤(製剤)	1	1	0	—	—	1	0	1	0
	かんすい	1	1	0	1	0	1	0	—	—
	ゲル化剤(製剤)	2	2	0	—	—	2	0	2	0
	炭酸カルシウム製剤	1	1	0	—	—	1	0	1	0
天 然 物	その他の食品添加物(製剤)	2	2	0	—	—	1	0	1	0
	小 計	3	3	0	0	0	3	0	3	0
	甘味料(製剤)	2	2	0	—	—	2	0	2	0
	エタノール製剤	1	1	0	—	—	1	0	1	0











